

令和5年度市民活動支援事業費補助金交付要項

(趣旨)

第1条 県は、湖沼及び河川の環境保全を図るため、県内における、湖沼、河川、湧水、ため池、水路（以下「湖沼等」という。）の水環境を保全するための活動に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、当該補助金の交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要項における「水環境」とは、「水量」「水質」「水生生物」「水辺地」の要素から構成される環境をいう。

(補助対象団体)

第3条 補助金交付の対象となる団体は、次のすべての要件を満たす団体とする。

- (1) 主に県民で構成され、自ら企画した活動を行う団体（町内会、PTA等を含む。）
- (2) 営利を目的としない団体
- (3) 組織、運営に関する定款又は規約等を有し、明確な会計及び経理を実施できる体制を有する団体
- (4) 暴力団又は暴力団員の統制下でない団体
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的としない団体

(補助対象事業)

第4条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、県内で実施する事業であって、別表1の左欄に掲げるものとする。ただし、他の公金による補助金等を受けているものは、補助対象事業としない。

(補助率、補助金の上限額)

第5条 補助対象事業に対する補助率及び1団体当たりの補助金の上限額については、別表1の中欄及び右欄のとおりとする。

2 一つの団体が本年度に補助金を受けられる回数は、1回とする。

(補助対象経費)

第6条 補助対象となる経費は、別表2のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体は、令和5年度市民活動支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、別に定める期日までに茨城県霞ヶ浦環境科学センター長(以下「センター長」という。)に提出しなければならない。

2 申請にあたっては、電子申請・届出システムによる申請を原則とするが、紙による申請もできるものとする。

(補助金の交付決定の通知)

第8条 規則第7条の規定による交付決定の通知は、令和5年度市民活動支援事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 センター長は、必要と認めたときは、申請事項の修正を指示し、それに基づき交付額の決定を行うものとする。

3 センター長は、申請書類等を審査し、補助金の不交付を決定するときは、補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ期限)

第9条 規則第8条第1項の知事の定める期日は、前条の補助金交付決定通知書の送付を受けた日から起算して10日とする。

(補助事業の内容の変更等)

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、交付決定のあった金額の20パーセントを超えて補助金額を減額しようとするときは、あらかじめ、令和5年度市民活動支援事業費補助金変更承認申請書(様式第4号)をセンター長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の内容の変更承認)

第11条 センター長は、補助事業者から令和5年度市民活動支援事業費補助金変更承認申請書(様式第4号)が提出され、補助事業の実施上必要と認めたときは、令和5年度市民活動支援事業費補助金変更承認決定通知書(様式第5号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業者の責務)

第12条 補助事業者は、補助事業を行う場合、茨城県森林湖沼環境税を財源とする補助を受けた旨を活動の会場、印刷物等に明示するなどして、広報に努めなければならない。

2 センター長が補助事業による活動成果を公表しようとするときには、補助事業者は、これに協力するものとする。

(補助事業の中止及び廃止)

第 13 条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、令和 5 年度市民活動支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第 6 号）をセンター長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 センター長は前項の規定により提出された令和 5 年度市民活動支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第 6 号）の内容を審査し、相当と認めたときは、令和 5 年度市民活動支援事業中止（廃止）承認通知書（様式第 7 号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の概算払)

第 14 条 センター長は、補助事業の実施上必要と認めたときは、補助金交付決定額の 90 パーセント以内の額を概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払による補助金の交付を受けようとするときは、令和 5 年度市民活動支援事業費補助金概算払申請書（様式第 8 号）をセンター長に提出するものとする。

(状況報告)

第 15 条 補助事業者は、補助事業遂行中にセンター長から実施状況等について報告を求められた場合は、令和 5 年度市民活動支援事業実施状況報告書（様式第 9 号）をセンター長が別に定める日までに提出しなければならない。

(実績報告)

第 16 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業を中止又は廃止したときを含む。）は、補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は令和 6 年 3 月 16 日のいずれか早い日までに、令和 5 年度市民活動支援事業費補助金実績報告書（様式第 10 号）をセンター長に提出しなければならない。

2 第 14 条の規定により補助金の概算払を受けた補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成 5 年茨城県告示第 404 号）様式第 102 号）を併せて提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 17 条 補助金の額は、規則第 14 条の規定により確定し、令和 5 年度市民活動支援事業費補助金確定通知書（様式第 11 号）により通知する。

(証拠書類の保存)

第 18 条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(決定の取消)

第 19 条 センター長は、規則の定めによるもののほか、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、直ちにこの補助事業の決定を取り消すことができる。

(1) 補助事業者が市民活動支援事業補助金交付要項（以下「交付要項」という。）の定めに違反したとき。

(2) 補助事業者が規則、交付要項に定める申請又は報告において虚偽の申請又は報告をしたとき。

(3) 補助事業者又はその代表者が公租公課の滞納処分を受けたとき。

(補助金の返還等)

第 20 条 第 19 条の規定に基づき交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずるものとする。

2 前項の返還については、規則第 17 条及び第 18 条の規定を適用する。

(調査等)

第 21 条 センター長は、規則第 21 条の規定により、補助事業者の活動及び会計の状況について、職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

(その他)

第 22 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項はセンター長が別に定める。

付 則

この要項は、令和5年4月3日から施行する。

別表 1

補助対象事業	補助率	1 団体当たりの 補助金の上限額
① 県内の湖沼等における水環境の改善及び保全に直接 寄与する活動		
② 特定外来生物の駆除（ただし、水環境の保全に係るも のに限る。）	10/10	200,000円
③ その他、特にセンター長が必要と認める事業		

別表 2

補助対象経費	
支出科目	内容
報償費	外部指導者等に対する謝礼
旅費	外部指導者等の旅費
消耗品費	水環境保全活動に必要な資材、事業実施に必要な事務用品など ※1品につき5万円未満
燃料費	レンタル車両や刈払機等の燃料費（自家用車の燃料費は対象外とする。）
食糧費	現地活動時の飲料代に限る。ただし、酒類は除く。
印刷製本費	資料のコピー、ポスター・チラシ・パンフレット等の印刷など ※合計5万円以内
通信運搬費	資料や資材の輸送に係る郵便代や宅配便代など
傷害保険	活動時の傷害保険料など
広告掲載料	実施事業の開催告知などを新聞・雑誌等で行う場合の掲載料など
廃棄物処分費	活動で生じる廃棄物の処分費
使用料	会議室等の使用料、トラック（貨客兼用自動車を含む。）、事業用機械器具等の借料及び損料
その他	その他、特にセンター長が必要と認める経費

※ ただし、別表1 補助対象事業①又は②と一体的に行う水環境学習等に係る経費については補助対象とする。